

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18件

国民年金関係 9件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から54年10月1日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与の金額よりも低く記録されている。給与支払明細書の一部と家計簿を提出するので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書及び家計簿により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額は、給与支払明細書の保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、これを確認

できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額
の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを
確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認め
られない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月1日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間の給与明細書を確認すると、昭和53年4月から平成元年12月までの給与明細書で厚生年金保険料の控除が確認できる。昭和53年4月の給与から控除されている保険料は同年3月分の保険料であると思われるが、厚生年金保険被保険者記録は同年4月1日に資格取得となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の昭和53年3月の給与明細書及び同社が「昭和53年3月の給与明細書の交通費欄に、3月1日から、と記載されているのであれば、申立人は3月1日に入社したと考えられる。」としていることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

そして、上記明細書において、申立人の標準報酬月額が改定された翌月から改定後の標準報酬月額に相当する保険料額を控除していること、及び申立人は平成元年12月1日に厚生年金保険の資格を喪失しているが、同年12月の給与から同年11月の厚生年金保険料を控除していることなどから翌月控除方式であることが確認でき、申立人の昭和53年4月の給与から同年3月の厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する昭和53年4月の給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、11万円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日及び同社C本店の資格取得日に係る記録を昭和42年10月12日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月1日から同年11月1日まで
② 昭和33年4月1日から平成11年5月15日まで
昭和33年4月にA社に入社し、平成11年5月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、昭和42年10月の1か月の厚生年金保険の記録が欠落している。また、同社に勤務していた全期間の標準報酬月額についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社から提出された在籍証明書及び国民健康保険組合から提出された被保険者期間証明書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和42年10月12日に同社B支店から同社C本店に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C本店における昭和42年11月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が残っていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効によって消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、A社の厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立人と同期入社した複数の同僚の標準報酬月額と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、それらの記載内容に不自然な点は見られない。

また、申立人の標準報酬月額は、一部期間を除き、厚生年金保険標準報酬月額等級表の上限の標準報酬月額であることが確認できる。

さらに、A社及び同社が加入している国民健康保険組合は、申立人に係る賃金台帳及び標準報酬月額が分かる資料は保管していないと回答しており、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料が確認できない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成4年1月1日から6年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から7年1月1日まで

申立期間については、月額40万円の給与を支給されていた。当時は常務取締役をしており、賞与は無かった。源泉徴収票を提出するので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成4年1月から6年10月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが長期間にわたり一致していないこと

から、事業主は、源泉徴収票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年6月から3年12月までの期間については、平成3年度及び4年度の「町民税・府民税 特別徴収義務者への通知書」に記載された給与収入額が、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額とほぼ一致すること、また、6年11月及び同年12月については、前述の源泉徴収票に記載された支払金額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致していることから、いずれも特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成2年6月から3年12月までの期間並びに6年11月及び同年12月については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年3月16日に、A社D支店における資格取得日に係る記録を40年3月16日に訂正し、37年2月の標準報酬月額を1万4,000円に、40年3月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月16日から同年3月16日まで
② 昭和40年3月16日から同年4月16日まで

夫（故人）は、昭和37年にA社C支店から本社に、また40年にE支店からD支店に転勤しているが、それぞれ厚生年金保険の資格喪失日と取得日が1か月ずれている。

同社の本社人事課に電話で確認したところ、勤務は昭和33年の入社から57年の退職まで継続しており、途中退職した記録は無いとのことなので、調査をして記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る発令情報、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の異動日については、申立人と同様に現場研修の支店から本社に異動し、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立

人と同日である昭和 37 年 3 月 16 日に資格を取得していることが確認できる同僚二人が、「研修期間中といえども通常の転勤と同じ扱いであり、申立人と同時期に各支店での現場研修を終えて本社に戻った。」と述べていることから同年 3 月 16 日とし、申立期間②の異動日については、同社D支店において 40 年 3 月 16 日に資格を取得している同僚が、「年間を通して大きな転勤は年度末である 3 月 16 日であり、年度初めである 4 月の転勤は通常あまりない。」と述べていることから同年 3 月 16 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 37 年 1 月の記録から同年 2 月は 1 万 4,000 円、40 年 4 月の記録から同年 3 月は 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成17年7月14日は55万2,000円、19年7月13日は62万1,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、17年7月14日は訂正前の46万3,000円、19年7月13日は訂正前の53万1,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（17年7月14日は55万2,000円、19年7月13日は62万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、17年7月14日は55万2,000円、19年7月13日は62万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（平成17年7月14日は46万3,000円、19年7月13日は53万1,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月14日
② 平成19年7月13日

平成17年7月及び19年7月支給分の賞与について、支払明細書の総支給額と年金記録の標準賞与額が相違している。総支給額に見合った厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初、申立期間①は46万3,000円、申立期間②は53万1,000円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年11月に、申立期間①は46万3,000円から55万2,000円、申立期間②は53万1,000円

から 62 万 1,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（申立期間①は 55 万 2,000 円、申立期間②は 62 万 1,000 円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（申立期間①は 46 万 3,000 円、申立期間②は 53 万 1,000 円）となっている。

しかしながら、申立人から提出された給料支払明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与の支払いを受け、申立期間①は 55 万 2,000 円、申立期間②は 62 万 1,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から平成3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から平成3年8月まで
ねんきん特別便が来て、未納期間があることが分かった。申立期間の国民年金保険料はA社B支店で納付していた。何年か前に更正通知が来て当時の役場でもめた記憶がある。申立期間の保険料を納付していたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号が昭和60年8月15日に払い出されていることが確認できることから、当該時点では申立期間のうち47年4月から58年6月までの期間は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、この時効により納付することができない期間の国民年金保険料を納付するためには昭和60年8月15日に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の番号が必要となるが、45年1月から60年8月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は「更正通知が来て国民年金保険料を納付した。」と述べているが、C市役所から申立人に対して、平成2年度の国民健康保険料についての更正通知が出されているものの、これをもって申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付けるものとは言い難い。

加えて、申立人の妻は、昭和54年12月から平成3年8月までの国民年金保険料が納付済みとなっているが、このことについて、申立人の妻は「私は自分の保険料のみを集金制度などを利用して納付していた。」と述べており、申立人の保険料の納付を裏付ける証言は得られなかった。

このほか、同一市町村及び金融機関で19年の長期間にわたり保険料納付が放置されていたとは考え難く、申立人の国民年金保険料の納付時期、納付金額についての記憶が曖昧である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 61 年 9 月まで
国民年金を受給するには 25 年以上加入・納付が必要だと妻に説得され、昭和 57 年 1 月に妻が A 市役所で加入手続を行った。A 市役所から納付書が送られてきたので、妻が私の分と一緒に B 郵便局で納付していた。夫婦一緒に未納無く納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和 57 年 1 月に A 市で妻が加入手続を行った。」と述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 63 年 10 月 25 日に C 市で払い出されており、年金手帳にも「63 年 10 月 6 日届出 C 市」と明記されていることから、申立人はこの時点で加入手続を行い、強制加入となった 57 年 1 月に遡って被保険者資格を取得したと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部を除き、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人は B 郵便局で納付したと述べているが、申立期間当時、A 市では納付金融機関に郵便局を指定しておらず、当時の納付状況に照らしても、申立人の納付を裏付ける事実が見当たらない。

加えて、申立期間の A 市に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 58 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 58 年 6 月まで

私は、結婚前に厚生年金保険被保険者資格を喪失して以降、国民年金には加入していなかったが、結婚後に嘱託職員として勤務していた A 町役場の年金担当者から、国民年金の話聞いたことをきっかけに昭和 58 年 6 月頃、国民年金へ加入の上、それまで納付していなかった期間の保険料を一括で納付した。

しかし、私の年金記録を見ると申立期間が未納となっているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 6 月頃に国民年金へ加入の上、それまで納付していなかった期間の保険料を一括納付したと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は 60 年 9 月 3 日に A 町において払い出されていることが確認できる上、58 年 3 月から 60 年 9 月までの国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、A 町の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間に続く昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料が、同年 10 月 7 日に過年度納付されていることが確認できる上、申立人自身、保険料を一括納付したのは、加入時の 1 回だけと述べていることから、申立人の加入手続は同年 9 月頃に行われ、その時点で被保険者資格を 56 年 8 月 1 日まで遡って取得したが、申立期間については時効により保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人の親戚が、申立人と同時期に国民年金に加入したと述べて

いるところ、同人の国民年金手帳記号番号も昭和 60 年 9 月 3 日に申立人と連番で払い出されており、また、申立人が国民年金へ加入するきっかけとなった当時の A 町役場職員からも、加入時期について申立人の主張を裏付ける証言を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から56年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から56年10月まで
ねんきん特別便が来て、未納期間があることが分かった。会社を退職してすぐ夫が国民年金へ加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年12月10日に払い出されている。また、年金手帳から同年11月5日に任意加入で国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入者は加入の申出をした日が資格取得日となることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要となるが、昭和52年9月から56年11月までの期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査するも、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金への加入手続、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、実際に加入手続をしたとされる申立人の夫の記憶も曖昧であり、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1032 (事案7の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間については、免除と記録されているが、妻が銀行又は社会保険事務所(当時)で追納したはずである。社会保険庁(当時)の記録でも、申立期間について追納申込みをしたこと、申立期間の前年に昭和58年3月から60年3月までの期間の保険料を追納したことが確認できることから、申立期間の記録が、追納したことになっていないのはどうしても納得できない。

今回の再申立てに当たって、新たな資料等はないが、前回の審議に納得できない。再度調査をして追納していたものと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の住所地を管轄する社会保険事務所には、追納したとする平成6年3月について、金融機関から当該社会保険事務所宛ての領収済通知書が全て保管されているが、申立てに係る領収済通知書は確認できないこと、ii) 申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻についても、申立期間は未納と記録されており、上述の社会保険事務所において申立期間の領収済通知書が確認できないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成19年11月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、新たな資料等はないが、「年金記録確認第三者委員会の判断基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』とされており、自分の主張には不合理な点はみられないので、申立ては認められるべきである。」と主張しているが、当該主張を認めることができない理由は、上述のとおりであり、また、そのほかに今回の申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1033 (事案 8 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 61 年 3 月まで

申立期間については、免除と記録されているが、平成 5 年 3 月 22 日と 6 年 3 月頃の 2 回に分けて追納しているはずである。5 年 3 月 22 日は、私が追納申込みを行い、銀行で追納したことを、6 年 3 月頃は、銀行又は社会保険事務所 (当時) の窓口で追納したことを、それぞれ覚えている。社会保険庁 (当時) の記録でも、5 年 3 月に夫について昭和 58 年 3 月から 60 年 3 月まで期間の保険料が追納されていることと、6 年 3 月頃に追納の申込みをしたことが確認できることから、申立期間の記録が、追納したことになっていないのはどうしても納得できない。

今回の再申立てに当たって、新たな資料等はないが、前回の審議に納得できない。再度調査をして追納していたものと認めてもらいたい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の住所地を管轄する社会保険事務所には、追納したとする平成 5 年 3 月及び 6 年 3 月について、金融機関から当該社会保険事務所宛ての領収済通知書が全て保管されているが、申立てに係る領収済通知書は確認できないこと、ii) 申立人は、平成 5 年 3 月 22 日に昭和 58 年 3 月から 59 年 2 月又は同年 3 月までの保険料を追納したと主張しているが、オンライン記録によると、夫については、同日に 58 年 3 月から 60 年 3 月までの期間を追納し、平成 6 年 3 月 4 日に昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の追納申込みをしている一方で、申立人は、平成 5 年 3 月 22 日に追納及び追納申込みをした記録が見当たらず、6 年 3 月 4 日に昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月まで追納申込みを行っていることが確認できる。したがって、仮に申立人が平成 5 年 3 月 22 日に昭和 58 年 3 月から 59

年2月までの期間の保険料を追納していた場合は、同日に夫は58年3月から60年3月までの期間を追納しているにもかかわらず、申立人の追納終期が年度途中の59年2月であることについて、また、仮に申立人が同日に58年3月から59年3月までの期間の保険料を追納していた場合は、同年3月の保険料を平成6年3月4日に再度追納申込みをしていることについて、いずれの場合もそれぞれ不自然と考えられ、追納申込みを行った6年3月4日時点では、申立期間の保険料は未納であり、当該時点において追納可能であった昭和59年3月まで遡って追納申込みをしたと考えるのが自然であること等から、既に当委員会の決定に基づく平成19年11月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等はないが、「年金記録確認第三者委員会の判断基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』とされており、自分の主張には不合理な点はみられないので、申立ては認められるべきである。」と主張しているが、当該主張を認めることができない理由は、上述のとおりであり、また、そのほかに今回の申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に国民年金制度が発足したのを契機に、母が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたと思う。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月に国民年金制度が発足したのを契機に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出される国民年金手帳記号番号は申立人に対して 40 年 1 月 6 日に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、A 区の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後である 39 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料を同年 6 月 13 日に現年度納付していることが確認できることから、申立人はこの頃国民年金に加入したものと推認される。

また、オンライン記録及び A 区の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも昭和 39 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は加入手続等に関する記憶が曖昧であることから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から45年3月までの期間及び同年9月から47年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年10月から45年3月まで
② 昭和45年9月から47年12月まで

私は、20歳になった時に母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納めてくれていたと思う。私が所持している国民年金手帳は申立期間の納付が記録されていないが、昭和47年に再交付されたものであり、再交付前の国民年金手帳には申立期間の納付が記録されていると考えられる。申立期間の納付記録がないのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金の加入手続を行った場合に払い出されていた国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月27日に申立人及びその妹に対し払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、オンライン記録によると、同年1月から納付が開始されていることが確認できることから、申立人はこの頃初めて国民年金に加入し、当該国民年金手帳記号番号の払出しに伴い保険料の納付を開始したと考えられる。

また、当該国民年金手帳記号番号の払出し時点において、申立期間①及び②のうち昭和45年9月の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、再交付前の国民年金手帳には申立期間①及び②の納付記録が記載されていたと主張しているが、国民年金手帳の紛失に併せて行政側の納付記録も消失したとは考え難い上、申立人は国民年金手帳の再交付の

経緯や手続等について承知しておらず、また、申立期間①及び②の保険料を納付していたとする申立人の母親からも当時の事情等を確認できない。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年10月から12年3月まで

申立期間については、免除と記録されているが、私が20歳になった時、母が国民年金保険料を納付してくれたはずである。兄、姉の20歳からの国民年金の記録は、兄は免除制度があることを役所から教えてもらえなかったため未納となっているが、姉は納付済みとなっているので、私の保険料についても、母が国民年金保険料を納付してくれたはずである。調査をして記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、「当時、申請免除の制度を知らなかった。」と主張しているが、申立期間に係る申請免除の承認記録は、オンライン記録とA市の国民年金被保険者名簿の記録は一致している上、申立人の基礎年金番号の前後20人の国民年金被保険者記録を確認したところ、免除承認となっている者は5人であり、それ以外は納付又は未納の者が混在することから職権での免除処理は考え難く、A市の被保険者名簿には、申立人が学生であることを認識していたことをうかがわせる記載があることなど、申請免除の承認処理について、行政側の記録に不自然な点はうかがえず、免除申請の手続を経ずに免除承認が行われたとは考え難い。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付に係る具体的な状況について記憶していないことから、申立期間の納付状況が不明である。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた

状況下において、申立期間の記録管理が適正に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年頃まで
昭和 48 年 4 月から 50 年春頃まで、時期ははっきりしないが A 県にあった B 社で C 職として 2 年くらい勤務した。働いていたことは間違いないので、当該期間の厚生年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社の事業主や同僚の氏名、所在地及び業務内容等を記憶している上、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚一人が申立人の氏名を記憶していることから、時期は特定できないが、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚 8 人のうち自身と同じ C 職であったとしている 5 人については、B 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間における被保険者記録が確認できる同僚の中には、当時の職種について「C 職であった。」と回答した者はいない一方で、厚生年金保険への加入について「希望者のみであった。」と証言している者が複数みられることから、同社では、申立期間当時、全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを必ずしも行っていなかったことがうかがえる。

また、B 社は昭和 50 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に亡くなっているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月から33年9月1日まで

A社でB職をしていた9か月間、厚生年金保険被保険者として記録されていない。勤務していたことは間違いないので、調査して厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚が、「申立人はA社でB職をしていた。」と証言していることから、勤務期間は定かではないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同様にB職として勤務していた同僚の一人は、「私は、入社後数か月間、厚生年金保険に加入していない。試用期間があったと思う。」と述べており、当該同僚は、記憶する入社日より数か月後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、申立人は、試用期間が経過する前に、同社を退職したものと考えられる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む前後の期間に、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1035

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月1日から42年6月1日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の記録がないので調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年6月1日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、申立期間において、当該事業所に勤務していた複数の同僚も、申立人と同じ昭和42年6月1日に厚生年金保険の資格を取得しており、そのうちの一人は、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年頃から34年9月頃まで

勤務期間は定かではないが、昭和30年頃から34年9月頃までA市にあったB社C支店にD職として勤務した。入社時に、臨時社員だとの説明を受けたままで、正社員となった記憶は無いが、勤務していたことは間違いないので、調査して厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務期間は定かではないが、申立人がB社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は臨時社員として勤務していたと述べており、申立人と同時期に臨時社員として入社した同質性の高い複数の同僚について、入社数年後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人は、試用期間と考えられる期間を経過する前に同社を退職したものと考えられる。

また、同社には申立人に係る人事記録等は保管されておらず、申立てに係る状況を確認することはできなかった。

さらに、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考えられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
私は、A社に昭和 35 年 10 月 1 日に雇用され、36 年 9 月 30 日まで勤務した。
調査の上、同社における資格喪失日を昭和 36 年 10 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、昭和 36 年 9 月 30 日(土曜日)まで確かに勤務していたとしているところ、複数の同僚は、同社では土曜日は出勤日であったと証言していることから、申立人が同日まで勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社における資格喪失日が月末日と記載されている同僚に文書照会したが、当該同僚は自身の年金記録に誤りはないと証言しており、同社は一部の従業員について月末に資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、当時の複数の役員に照会しても、同社での厚生年金保険料の控除方法及び退職月の厚生年金保険料控除については、一切不明であると回答しており、退職月の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から29年1月まで

申立期間について、A社（現在は、B社）に勤務していたのに、厚生年金保険の記録が全く無いのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間、非常勤職員として勤務していたとして申し立てているところ、B社から提出された在籍証明書により、申立期間の一部である昭和23年11月15日から24年3月15日までは、C共済の組合員として勤務していたことが確認できる。

また、事業所別記号払出簿によると、A社は、昭和30年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、B社も当時の資料（賃金台帳等）を保管していないことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

加えて、申立人には厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶が無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から28年11月1日まで

私は、昭和25年の4月か5月にA社（現在は、B社）に入社した。27年3月29日に社長と従業員で撮った写真があり、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があった昭和27年3月当時の職場の集合写真及び同僚の証言から、申立人が申立期間についてA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和17年7月22日から28年11月1日までの期間について、同事業所は厚生年金保険の適用事業所であるものの、厚生年金保険被保険者資格を取得した者はおらず、上述の集合写真に写っている21人の全員が当該期間の被保険者記録が見当たらない上、申立人及び当時の社長を含む18人が、同事業所が事業所名をB社に変更した28年11月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同事業所では、事業所の法人化に伴い、それまで厚生年金保険に加入させていなかった従業員について一斉に加入手続を行ったと考えられる。

また、申立人及びその同僚は、「申立期間は、給与は現金で支給されており、給与明細書はもらっていなかった。」と述べている上、B社は、「申立期間当時の関係者が死亡しているため、当時の事情等は分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

ねんきん特別便で年金記録を確認したところ、A社に在籍していた期間の標準報酬月額の記録について、平成 3 年 4 月は 53 万円であったが、同年 5 月から同年 9 月までは 47 万円になっており、同年 10 月から再び 53 万円に戻っているため、47 万円に下がっている申立期間は記録の間違いと考えられる。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成 2 年 10 月 1 日の定時決定により同年 10 月から 3 年 4 月までの期間は 53 万円、同年 5 月 1 日の随時改定により同年 5 月から同年 9 月までの期間は 47 万円、同年 10 月 1 日の定時決定等により同年 10 月から 7 年 5 月までの期間は 53 万円と記録されている。

このことについて、B社では、「申立人は、平成 3 年 1 月に役職定年になり、同年 2 月度より職種変更に伴い給与額が変更したため、同年 5 月度より月額変更届による随時改定が行われた。同年 10 月の定時決定では元の標準報酬月額に戻っているが、これは賃金改定等によるものと思われる。厚生年金基金の記録で分かるとおり、当社は、47 万円と届けを出し、届け出たとおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたはずである。」と説明しているところ、同社から提出された『A社の厚生年金基金の記録』に記載されている申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間について、申立人から名前の挙がった 2 人を含む同僚 9 人

のオンライン記録において、標準報酬月額を遡って訂正した形跡は見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 5 月 29 日から同年 6 月 1 日まで
② 平成 11 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社に雇用され同社との派遣スタッフ雇用契約に基づき、平成 10 年 11 月 1 日から 11 年 5 月 31 日までの期間についてはB社で、また、11 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間についてはC社で、それぞれ派遣スタッフとして勤務していた。それぞれの厚生年金保険の資格喪失日の記録がおかしいので調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、派遣スタッフ雇用契約書（兼勤務通知書）及び派遣先タイムシート並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に雇用され、申立期間①について平成 11 年 5 月 31 日までB社に、また、申立期間②について同年 11 月 30 日までC社に、それぞれ派遣され勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間①について、B社に派遣されていた期間の給与明細書により、当該期間の厚生年金保険料の控除については、翌々月に支給する給与から保険料を控除する方法であることが確認でき、平成 11 年 6 月 18 日支給分の給与明細書において厚生年金保険料として1か月分の保険料が控除されているが、この保険料は同年 4 月の保険料であり、同年 5 月の保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立期間②について、オンライン記録により、申立人と同日に被保険者資格を喪失している同僚が二人確認できるとともに、A社においては、申立期間前後を含む期間において、月末に被保険者資格を喪失している者が多数確認できる。

さらに、A社は、既に解散しており、また、当時の代表取締役等に照会したが申立期間の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について回答が得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。